

別表1 補助基準単価

単位：千円

事業所等の種別 ※1		第3条(1)					基準単価	協力支援事業 (第3条(2))	
		対 象							
		①	②	③	④	⑤			
通所系	1	児童発達支援	○		○		○	271	136
	2	医療型児童発達支援	○		○		○	172	86
	3	放課後等デイサービス	○		○		○	257	128
入所・ 居住系	4	福祉型障害児入所施設	○	○			○	985	493
	5	医療型障害児入所施設	○	○			○	529	264
訪問系	6	居宅訪問型児童発達支援	○	○				30	11
	7	保育所等訪問支援	○	○				35	13
相談系	8	障害児相談支援	○					37	18

注 ・事業所ごとに、(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで交付することができる。

※1 事業所等は、補助金の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで交付することができる。